

議会運営委員会会議録

平成27年2月16日（月）

（開 会）10：00

（閉 会）10：27

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 予算特別委員会の設置について
 - (1) 設置の有無
 - (2) 名称：平成27年度一般会計予算特別委員会
 - (3) 定数：11人
 - (4) 人選届出期限：2月19日（木）
 - (5) 設置時期：2月23日（月）本会議初日
- 4 会期及び会議予定について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願（追加）の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 2月24日（火）午後5時
 - (2) 代表質問通告締切日 2月24日（火）午後5時
 - (3) 議案に対する質疑通告締切日 3月 2日（月）午後5時
 - (4) 意見書案・請願（追加）提出締切日 3月 2日（月）午後5時
- 6 その他
 - (1) 次回委員会予定 2月23日（月）本会議初日9時40分から

○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成27年第2回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○財政課長

まず議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）から第14号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）までの平成26年度予算関連議案につきましては、別に配付いたしております平成26年度補正予算資料により一括して説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、今後見込まれます所要額と債権の一部売却に伴う収支額を計上するため補正するものでございます。

一般会計で3億3683万7千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を698億5761万3千円とするものでございます。

また、12の特別会計のうち今回補正いたします3つの会計で、1億5671万7千円を追加いたしております。

また学校給食事業特別会計では、債務負担行為のみの追加をいたしております。

2ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案第15号 平成27年度飯塚市一般会計予算から第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算までの平成27年度予算関連議案について一括してご説明いたします。配付いたしております平成27年度予算資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。前年度との比較でございますが、平成26年度が骨格予算でありましたことから、平成26年度の欄は当初予算額と6月補正予算額の合計額を表示いたしております。

予算額につきまして、一般会計で679億1900万円を計上いたしております。

前年度比で14億5681万2千円、率にして2.1%の減となっており、重要施策として昨年度に引き続き取り組みます浸水対策事業、小中学校施設整備事業及び中心市街地活性化事業ほか、各施策実施にかかわる経費を計上するものでございます。

特別会計では各会計の設置目的に沿った事務事業を実施するため11の会計で461億1876万円を計上いたしております。

企業会計では上下水道の維持管理、建設改良事業、市立病院の運営、建て替え事業にかかわる経費等4つの会計で93億2552万6千円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。今回計上いたしております予算の主なものについて、その概要を費目毎にまとめ、予算書のページに記載いたしております。

資料の右側には、今年度と前年度との予算額を記載し、比較をいたしております。内容の説明については省略させていただきます。

46ページ以降には、歳入歳出などの前年度との比較資料、市債及び基金の状況表等を添付いたしております。

以上で、予算関連議案の説明を終わります。

○総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第31号 飯塚市市民自治基本条例」につきましては、本市における自治の基本的な事項を定め、市民の権利及び責務並びに議会又は市長等の役割及び責務を明らかにし、本市の自治の確立を図るものでございます。

「議案第32号 飯塚市総合計画策定条例」につきましては、議会の議決を経て総合計画の基本構想を定めるとしていた地方自治法の規定が削除されたことに伴い、総合計画を策定することについて条例で定めるものでございます。

「議案第33号 飯塚市名誉市民条例」につきましては、本市の市民又は本市に特に関係が深い者で、本市の発展等に貢献し、市民が深く尊敬し感謝するに値すると認められるものに、飯塚市名誉市民の称号を贈り、顕彰するものでございます。

「議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、許認可権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め、処分等の求めの規定を整備するものでございます。

「議案第35号 飯塚市職員定数条例等の一部を改正する等の条例」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

「議案第36号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革に基づく組織の再編に伴い、「公営競技事業部」を廃止し、その事務を「経済部」へ再編するものでございます。

「議案第37号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特別職の職員等の給料の減額措置を1年間延長し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。

「議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきましては、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の廃止に伴い、介護サービス事業特別会計を廃止するものでございます。

「議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う条文整備をおこなうものでございます。

「議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例」につきましては、地方財政法第7条第1項の剰余金2分の1以上を基金に積み立てるという規定に基づき、財政調整基金と減債基金を合計して2分の1以上を積み立てることができるようにするものでございます。

「議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例」につきましては、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の廃止に伴い、運営基金を廃止するものでございます。

「議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の免除規定を整備するものでございます。

「議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、利用料金を平準化するため、飯塚第1体育館のトレーニング室の利用料金を変更するものでございます。

「議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、川島地蔵町・二本松集会所の位置を変更するものでございます。

「議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、神田集会所を廃止するものでございます。

「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、平成27年度から29年度までの第1号被保険者の介護保険料を定め、介護保険法の一部改正に伴い、地域支援事業として新たに定められた総合事業等に関し、事業実施に相当の準備期間を要するため、実施について必要な経過措置を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

「議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚休日夜間急患センターの移転に伴い、名称、所在地、診療日、診療時間を変更するものでございます。

「議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例」につきましては、健幸づくりの拠点施設として、飯塚市健幸プラザを設置するものでございます。

「議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調整施設条例を廃止する条例」につきましては、筑穂乾燥調製施設を廃止するものでございます。

「議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、利用料金を平準化するため、健康の森公園多目的施設のトレーニング室の利用料金を変更し、休

館日を月曜日から火曜日に変更するものでございます。

「議案第52号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」につきましては、休館日を月曜日から火曜日に変更するものでございます。

議案第53号から次のページの第56号までの4件の「契約の締結」につきましては、飯塚市新庁舎の建設工事の契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

請負人、契約金額はそれぞれ、第53号の建設工事が「大林・鈴木・中村特定建設工事共同企業体」、45億2421万3960円、第54号の電気設備工事が「きんでん・雄電社特定建設工事共同企業体」、9億961万3800円、4ページをお願いいたします。

第55号の給排水衛生設備工事が「川本・南特定建設工事共同企業体」、2億1222万円、第56号の空調設備工事が「菱熱・三成特定建設工事共同企業体」、11億4858万円でございます。

議案第57号から次のページの第62号までの6件の「財産の譲渡」につきましては、颯田地区の各自治公民館の建物を認可地縁団体でありますそれぞれの地元団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第63号 財産の譲渡」につきましては、神田集会所建物を認可地縁団体であります上三緒第四自治会に無償で譲渡するものでございます。

「議案第64号 財産の譲渡」につきましては、公立保育所の民営化にあたり、相田保育所の園舎建物を、社会福祉法第58条第1項の趣旨に基づき、「社会福祉法人いしずえ会」に無償で譲渡するものでございます。

6ページをお願いいたします。

「議案第65号 財産の取得」につきましては、暮らし・にぎわい再生事業により整備される施設建築物のうち1階の一部を健康増進・市民交流の拠点施設（(仮称) 健幸プラザ）用床として626.71平方メートルを取得するもので、取得価格は1億1941万2000円、契約の相手方は「株式会社まちづくり飯塚」でございます。

「議案第66号 財産の取得」につきましては、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業で整備される施設建築物のうち2階の一部を飯塚休日夜間急患センターの移転先用床として専用部227.22平方メートル、共用部604.41平方メートルのうち共有持分608.66分の227.22を取得するもので、取得価格は1億2137万円、契約の相手方は「吉原町1番地区市街地再開発組合」でございます。

「議案第67号 字の区域の変更」につきましては、上穂波東土地改良区における県営土地改良事業の換地処分に伴い字の区域を変更するものでございます。

「議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更」につきましては、組合を組織する一部事務組合の名称変更に伴い組合同規約を変更するものでございます。

「議案第69号 飯塚地区消防組合同規約の変更」につきましては、消防組合の議員定数を変更するものでございます。

○総務部長

人事議案につきまして、ご説明いたします。

議案第70号から次のページの第83号までにつきましては、任期満了に伴います「教育委員会委員」1名及び「固定資産評価審査委員会委員」9名の選任について議会の同意を、「人権擁護委員」4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

報告第2号から第3号までの2件の報告でございますが、土地開発公社の「平成26年度の予算の補正」及び「飯塚オートレース場駐車場における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただき

たいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。議案書をお願いいたします。

議案第10号は総務委員会に、議案第11号は経済建設委員会に、議案第12号は厚生委員会に、議案第13号及び14号は市民文教委員会に、議案第15号は、のちほど、ご審議いただきます予算特別委員会に、議案第16号から18号までの3件は、いずれも厚生委員会に、議案第19号から24号までの6件は、いずれも経済建設委員会に、議案第25号及び26号は市民文教委員会に、議案第27号から29号までの3件は、いずれも経済建設委員会に、議案第30号は厚生委員会に、議案第31号から38号までの8件は、いずれも総務委員会に、議案第39号は経済建設委員会に、議案第40号は総務委員会に、議案第41号は厚生委員会に、議案第42号は総務委員会に、議案第43号は厚生委員会に、議案第44号は総務委員会に、議案第45号は経済建設委員会に、議案第46号から49号までの4件は、いずれも厚生委員会に、議案第50号は経済建設委員会に、議案第51号及び52号は厚生委員会に、議案第53号から56号までの4件は、いずれも庁舎建設特別委員会に、議案第57号から62号までの6件は、いずれも総務委員会に、議案第63号は経済建設委員会に、議案第64号は厚生委員会に、議案第65号及び66号は総務委員会に、議案第67号は経済建設委員会に、議案第68号及び69号は総務委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第70号から83号までの14件につきましては、いずれも最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮ったのち質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項第2号及び3号につきましても最終日に報告、質疑と考えております。

以上、ご審議方、よろしくご説明いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「予算特別委員会の設置」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託するということが申し合わせで決定されております。従いまして、この申し合わせに添って、予算特別委員会を設置していただいております。

なお、特別委員会の名称は、「平成27年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は11人としていただいておりますので、併せてご審議方よろしくご説明いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり、予算特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成27年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称及び委員定数は、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

特別委員会委員の人員割りにつきましては、お手元に配付しております平成27年度一般会計予算特別委員会人員割表のとおりでございます。特別委員会の委員数は、先ほど申しました11名ということでございます。

各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと考えております。なお、正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。

その結果、不足する委員数につきましては、△印で示しております端数がある各会派間で協議をいただき選出していただきたいと考えております。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、2月19日(木)午後5時までとしていただき、特別委員会の設置は2月23日(月)の本会議初日におきまして、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」についてはそのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、2月19日(木)午後5時まで、「特別委員会の設置時期」は、2月23日(月)とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。

お手元に配付しております「平成27年第2回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

まず、会期につきましては、2月23日から3月24日までの30日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考

ております。

先に配布しておりました3ヶ月予定表のなかで、3月20日につきましては、予備日としておりましたが、今定例会において契約議案4件が提案されており、いずれも庁舎建設特別委員会への付託となっておりますので、当該日に庁舎建設特別委員会を設定しております。よろしくお願いたします。

その他、内容の説明は省略させていただきます。

なお、本定例会が任期満了前の最後の定例会となりますことから、先例に従い、議会の閉会に際し、議長のあいさつ、市長のあいさつを行っていただいておりますので、あわせて、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「代表質問、一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切りにつきましては、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります2月24日・火曜日の午後5時までとし、また、代表質問の通告締切りにつきましても、施政方針説明が本会議初日に行われますので、その翌日であります2月24日・火曜日の午後5時までとしていただいております。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願の提出につきましては、いずれも3月2日・月曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

なお、「議案第15号 平成27年度飯塚市一般会計予算」に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「代表質問、一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は2月23日(月)の本会議開会前9時40分に開催いたしますので、よろしくお願いたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。